

令和4年第8回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年8月25日(木) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所本館3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14名

1番 島津 博道	6番 谷内 誠一	(欠席)
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
3番 河内 よし	8番 坂下 正幸	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	9番 石倉 稔	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

(2) 欠席委員 1名

11番 山本 秀夫

(3) 出席農地利用最適化推進委員 2名

輪島1番 宇羅 恒一 輪島5番 中谷 知晴

4 会議に出席した事務局職員

事務局員 黒氏 篤 事務局員 岡本美由紀

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第28号 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画に係る認定申請について

(3) 議案第29号 農地利用最適化推進委員の辞任について

7 報告事項

(1) 報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第14号 農地法施行規則該当転用届について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 3 0

議 長	<p>開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は14名であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第 8 回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>会期についてお諮りいたします。会期を本日 1 日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期を本日 1 日といたします。</p> <p>議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号 5 番池端共栄委員及び議席番号 6 番谷内誠一委員の両委員を指名いたします。</p> <p>議案の提案をいたします。市長より提出のあった【議案第 27 号】の農地法第 3 条第 1 項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>【議案第 27 号所有権移転、申請番号 1 番～3 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 27 筆 6,190 m²で内訳は田が 5,008 m²、畑が 1,182 m²です。</p> <p>いずれも農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思っております。</p> <p>【議案第 27 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって【議案第27号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第28号】の農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画に係る認定申請について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	【議案第28号地農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画に係る認定申請について、申請番号1番を議案書をもとに朗読】 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議長	それでは質疑を許します。
坂下委員	この計画ではなくて、自分の町内で極端な計画を立てている業者がおりまして、話を聞くとダムを造ってパイプラインを引いてなどと施設としては大きくないですが、やり方がダムだとかとんでもないことで、計画書は出てないですか。
事務局	計画として提出するという事は、市が公共的に認めているのに等しいものになりますので、この計画以外にはしないとします。 何かありましたら、情報の提供をお願いします。
議長	他にございませんでしょうか。
石倉委員	いいですか。土地の所有者は〇〇さんになるんですか。
事務局	〇〇さんの所有権があるのは下の2筆です。利用権を設定しているのが上の〇〇さんのところですが、転用を見越して利用権を解除する流れになる農地もあります。
議長	その他ございませんでしょうか。 それでは採決を取ります。 【議案第28号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。

各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第 28 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 29 号】の農業委員会等に関する法律第 23 条の規定による推進委員の辞任について議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>8 月 24 日に辞表の提出がありましたので、今回は追加議案となりましたことをご了承ください。最適化推進委員の高木友龍委員から、8 月 31 日をもって一身上の都合により、委員を辞任したい旨の申出がありました。これにより農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、農業委員会の同意を求めるものです。</p> <p>なお、後任の委員の選任につきましては、9 月号広報で 9 月 9 日から 10 月 6 日までの応募期間をもうけて公募します。新しい推進委員は早ければ 10 月の総会で決定する予定です。以上です。</p>
議 長	それでは質疑を許します。
安 委 員	どなたでしたか。どこの地区でしたか。
事 務 局	高木友龍さんです。本郷地区を担当していました。
議 長	<p>家族の中で相談して決まったということでご理解いただきたいと思います。それでは採決を取ります。</p> <p>【議案第 29 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 29 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第 13 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>

事務局	<p>【報告第 13 号相続による届出、1 番～5 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>今回届出があった農地の合計は 114 筆、面積は田 31,578.22 m²、畑 3,906.91 m²、合計 35,485.13 m²です。以上です。</p>
議長	これより質疑を許します。
各委員	(意見、質問なし)
議長	<p>それでは、【報告第 13 号】を終わります。</p> <p>次に【報告第 14 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>【報告第 14 号農地法施行規則該当転用届 1 番～12 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>申請番号 1 番から 12 番まで全て借り受け人が〇〇株式会社で、転用目的が携帯電話基地局です。合計の筆数が 12 筆、登記面積は田 4,427 平方メートル、畑 738 平方メートル、合計 5,165 平方メートルですが、実際使用するのは 1 筆ごとに 2.25 平方メートルです。</p>
議長	それでは、申請番号 1 番から 3 番について地区担当委員議席番号 8 番坂下 正幸委員よりご意見願います。
坂下委員	<p>1 番は長井町ですが、現在新しい道が出来て土が盛っているところです。</p> <p>2 番も同じようなところで、輪島門前線の別所谷町に上がる交差点のところで近所にも影響がないところです。1 番と 2 番の距離は約 1 km 離れたところです。</p> <p>3 番は 2 番から 1 km くらい入ったところで、なんの影響もなく今後 3 本ほど基地局が建てれるような状況でした。以上です。</p>
議長	次に、申請番号 4 番について地区担当委員議席番号 14 番 安 津久人委員よりご意見願います。
安委員	議席番号 14 番の安です。申請番号 4 番についてご説明します。所在

安 委員	<p>地は 23 ページにありますように七尾輪島線の橋があるポイントから下流の河川側に面しております。登記上は田でございますが、現況は雑種地であります。周囲に影響はございませんので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 5 番から 7 番について私が地区担当委員でありますので意見を申し述べます。</p> <p>5 番についてですが、惣領町の田になっておりますが実際は雑種地となっております。なんら影響はないと思います。</p> <p>次に深見町の田となっておりますが、いわゆる山間地の道路の横で田となっておりますが、田の形にはなっておりません。</p> <p>もう一つの深見町の畑となっておりますが、実際は荒地になっておりますし、市の有線の鉄柱もたっておりますので、なんら影響はないと思います。以上です。</p> <p>次に、申請番号 9 について地区担当推進委員 輪島 1 番 宇羅 恒一委員よりご意見願います。</p>
宇羅委員	<p>議案書の 32 ページと 33 ページになります。場所は田となっておりますが、ハウスを作っております。長いハウスを作った上の少しあぜ道に建てるという事で問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 10 番と 11 番について地区担当推進委員 輪島 5 番 中谷 知晴委員よりご意見願います。</p>
中谷委員	<p>10 番三井町細屋、田になっておりますが、もう荒地になっております。ここは細屋地区の一番奥です。本来、〇〇さんの家の前に建てたかったんですが、家の前は困るとのことで、奥の荒地になりました。区長さんにもお聞きしましたが問題ないと伺っております。</p> <p>次に 11 番、三井町内屋、この近くに〇〇の電柱が建っているんですが畑で、ちょっと手前で金沢の方から来てちょっと作っているだけで、問題ないと伺っております。以上です。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 12 番について地区担当委員議席番号 6 番 谷内 誠一委員よりご意見願います。</p>

谷内委員	地図の番号は 32 ページなんですけど、ちょうど中屋トンネルの手前で一応農地にはなっておりますが、周囲の影響とか特に心配はないかと思えます。以上です。
議 長	次に、申請番号 8 番について地区担当委員議席番号 12 番 森谷 正美委員よりご意見願います。
森谷委員	29 日の朝に現地確認をしました。周りはりっぱな草が生えていました、耕作には何ら影響はございません。以上です。
議 長	前後いたしました。失礼いたしました。 これより質疑を許します。
各 委 員	(意見、質問なし)
議 長	それでは、【報告第 14 号】を終わります。 次に「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については田中 喜義委員より報告をお願いします。
田中委員	(田中委員より「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」の報告)
議 長	以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。 これにて、第 8 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

令和4年8月25日

以上、議事の大要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 岡本 鞠紀

輪島市農業委員会会長

田上 庄男

署 名 委 員 5 番

池 端 共 栄

署 名 委 員 6 番

谷 内 誠 一